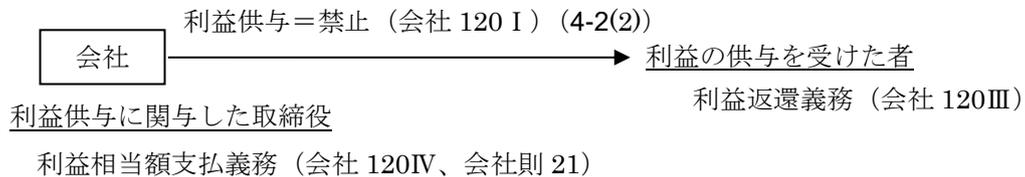


9.責任に関するその他の問題、取締役の報酬

9-1.責任に関するその他の問題

(1)利益供与による責任（会社 120）



事例 9-a 利益供与

A は、B 会社の株式を大量に買い付け、B 会社の筆頭株主になった。A は、B 会社の取締役 Y に対して、自分が保有する B 会社株式を暴力団関係者に譲渡した旨を述べて信じさせ、それを取り消したいのであれば 300 億円を用立てるよう迫った。さらにその 1 週間後、A は、Y に対して、300 億円を用立てがまとまらないことを非難し、「大阪からヒットマン（殺し屋）が 2 人来ている」などと述べて脅迫した。そのため Y は、B 会社から A に 300 億円を提供するよう部下に指示した。B 会社の株主である X は、Y のこのような行為が利益供与にあたるとして、Y の責任を追及する訴えを提起した。Y は、自分は脅迫を受けており、300 億円の提供はやむを得ないことであったと主張した。

最判平 18・4・10 民集 60-4-1273

「…会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』利益を供与する行為というべきである。

… [B 会社] は、[A] が保有していた大量の [B 会社] 株を暴力団の関連会社に売却したという A の言を信じ、暴力団関係者が [B 会社] の大株主として [B 会社] の経営等に干渉する事態となることを恐れ、これを回避する目的で、上記会社から株式の買戻しを受けるため、…巨額の金員を… [A] に供与したというのであるから、[B 会社] のした上記利益の供与は、…『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』されたものであるというべきである。」

・会社の株式の買戻しのための資金の供与

・「脅迫されたからやむをえなかった」という主張

(2)株主利益以外の考慮

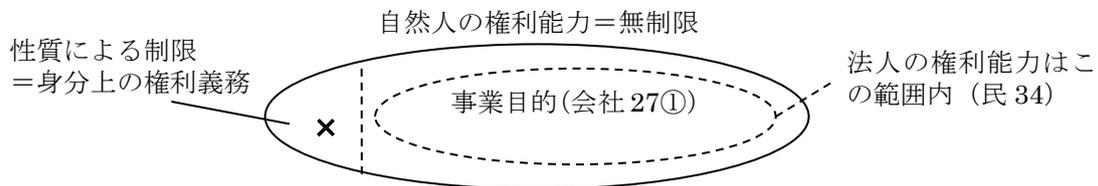
(a)政治資金の寄附

「株主の利益の最大化」の原則 (1-3(4)) →これに直接つながらない業務執行の可否

事例 9-b 政治資金の寄附

A 会社は、政治資金規正法の認める範囲内で、〇〇党に政治資金の寄附をした。A 会社の株主 X は、①そのような行為は A 会社の権利能力の範囲外の行為であり、また、②A 会社の取締役 Y の注意義務違反にあたるとして、Y の責任を追及する訴えを提起した。

①会社の権利能力 (=法人格。1-2(2)(a))



最大判昭 45・6・24 民集 24-6-625

「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要なものであつたかどうかをもつてこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである…。」

「会社は、…自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他…の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうところであるといわなければならない。…会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、…企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。」

「以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。…会社による政治資金の寄附が、…社会の一構成単位たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえない…。」

→目的の範囲に含まれない行為はほとんどなくなるが…

②役員等の責任

最大判昭 45・6・24 (続き)

「いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあつては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがときは取締役の忠実義務に違反するというべきであるが、原審の確定した事実に基づいて判断するとき、八幡製鉄株式会社の資本金その他所論の当時における純利益、株主配当金等の額を考慮にいれても、本件寄附が、右の合理的な範囲を越えたものとする事はできないのである。」

(b)気候変動問題・人権問題への配慮

ESG (Environment・Social・Governance) に配慮した経営を求める社会的要請

→株主の利益を最大化しない可能性

(かなりの費用をかけて温室効果ガスの排出を抑制する装置をつける etc.)

9-2.取締役の報酬の規制

(1)規制の概要

規制の趣旨＝お手盛り防止

「報酬等」＝名目を問わず職務執行の対価すべてを含む

株主総会の決議で定める事項（会社 361 I）+株主総会での説明（同IV）

- ①確定額の報酬→額
- ②不確定額の報酬→具体的な算定方法
- ③～⑥金銭でない報酬→それぞれの区別に応じて一定事項

株主総会決議がない場合等 [テキスト 4 章 6 節 3 4(4)]

株主総会決議がない場合

- 会社による報酬等の支払いは無効。ただし追認 OK（最判平 17・2・15 判時 1890-143）
- 取締役からの請求不可（最判平 15・2・21 金法 1681-31）
- 例外的に支払いを有効とする判例（最判平 21・12・18 判時 2068-151）
- いったん報酬額が具体的に定められた場合
- 取締役の同意なく事後的に無報酬とすることは不可（最判平 4・12・18 民集 46-9-3006）

(2)報酬の種類と会社法の規制

事例 9-c 取締役の報酬 [テキスト Case4-15]

①P 会社の株主総会は、10 人いる取締役の基本報酬の総額の最高限度額を 1 億円（月額）と決議した。②また、退任する取締役 A に支払う退職慰労金について、「P 会社が定める支給基準に従って、その具体的な金額・支給期日・支給方法を、取締役会の決定に一任する」旨を決議した。

(a)基本報酬（事例の①）

(b)退職慰労金（事例の②）

最判昭 44・10・28 判時 577-92

「株式会社の取締役…であった者に対して支給される退職慰労金は、それが在職中の職務執行の対価であるときは、商法二六九条 [会社 361] …にいう報酬に含まれるものと解されるところ、同条…の立法趣旨に照らすと、株主総会の決議により、右報酬の金額などの決定をすべて無条件に取締役会に一任することは許されないというべきであるが、これと異なり、株主総会の決議において、明示的もしくは黙示的に、その支給に関する基準を示し、具体的な金額、支払期日、支払方法などは右基準によって定めるべきものとして、その決定を取締役に任せることは差しつかえなく、かような決議をもって無効と解すべきではない（最高裁昭和…三九年一二月一日第二小法廷判決、民集一八卷一〇号二一四三頁参照）。」

(c) 使用人分給与

使用人兼務取締役 (6-1(2)(c)) → 取締役としての報酬 + 使用人としての給与

(3) 取締役の報酬の開示 [テキスト Column4-38]

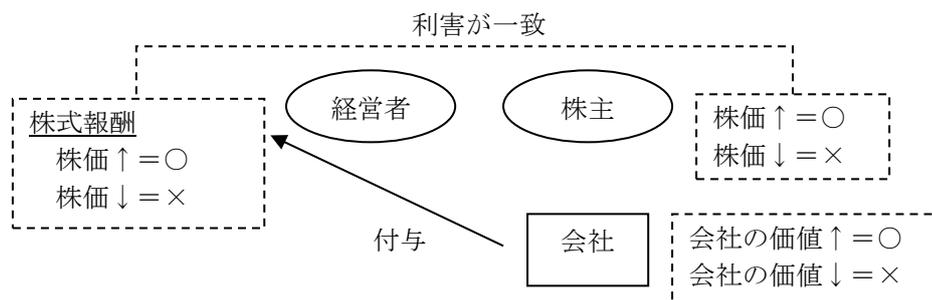
- ・ 事業報告 (会社則 121④～⑥の 3) = 総額でよい
- ・ 有価証券報告書 = 連結報酬等の総額が 1 億円以上の役員について個別開示

9-3. 業績連動報酬

(1) 意義と機能 [テキスト Column4-37]

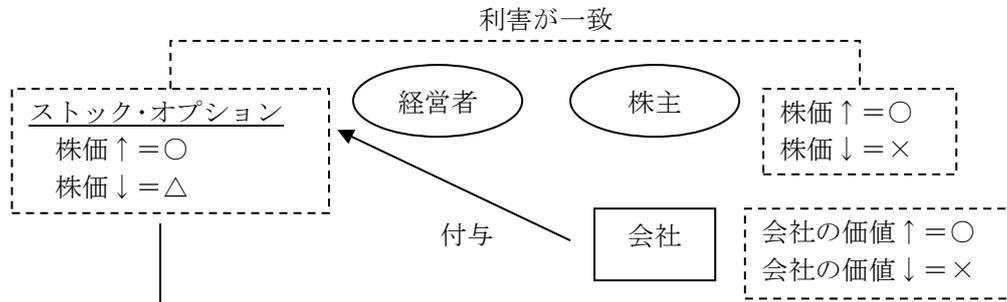
上場会社では業績連動報酬が普及 → 報酬内容の複雑化

① 株式報酬



②ストック・オプション

新株予約権（会社 2⑳）（「会社法 II」）を報酬として付与→株式報酬との相違



例：1株あたり 30 万円（=現在の株価）で 10 株を会社から取得する権利

→株価が 50 万円に上がれば 500 万円分の株式を 300 万円で取得可=200 万円の利益

①・②=株主のために行動する動機（インセンティブ）を経営者に与える

(2)株主総会の決議

株式報酬（会社 361 I ③）=交付する株式の数の上限等

ストック・オプション（会社 361 I ④）=交付する新株予約権の数の上限等

+会社 361 I ①または②の事項（確定しているかどうかは別として、金額が存在する報酬）